

外部評価者記入用

指定管理者評価シート(第2次評価)

所 管 課	市民生活部生活活性室文化・観光・スポーツ課
評価対象期間	平成28年4月1日～29年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	市内文化施設 川西市みつなかホール 川西市文化会館
	所在地	川西市小花2-7-2 (川西市みつなかホール) 川西市丸の内町5-1 (川西市文化会館)
	設置目的	芸術・文化の振興に関する事業等を行い、心身ともに健全な市民の育成及び個性と魅力あふれる地域文化の創造に寄与することを目的とする。
利用料金制	非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	(公財)川西市文化・スポーツ振興財団
	所在地	川西市火打1-1-4 総合体育館内
指定管理業務の内容	<p>指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(1) 芸術・文化施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 芸術・文化施設の使用の許可、使用の制限、使用許可の取消等に関する業務</p> <p>(3) 芸術・文化施設の使用料の収納並びに減免及び還付に関する業務</p> <p>(4) 芸術・文化施設の特別の設備等の承認に関する業務</p> <p>(5) 芸術・文化施設の入館の制限及び立入調査に関する業務</p> <p>(6) 芸術・文化施設の施設及びその附属設備の維持管理に関する業務</p> <p>(7) その他芸術・文化施設の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務</p>	
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日 (文化会館は平成30年3月31日まで)	

2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	
<p>【評価のポイント】</p> <p>事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。</p> <p>利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。</p> <p>施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。</p>	
<p>【所見】</p> <p>(評価者A) 概ね良好と思います。</p> <p>(評価者B) 事業運営について概ね事業計画に基づく運営がなされている。「友の会」会員数の増加は情報誌の継続発行による効果が大いと思われる。特筆すべきは市外の個人会員が激増した。</p> <p>(評価者C) 様々な催しが行われ、成果が得られている。</p>	
<p>【改善項目】</p> <p>(評価者A) 特段指摘すべき事はありません。</p> <p>(評価者B) みつなかホールのロビーは清潔感に溢れているものの、広報や各種案内という向きからは少々淋しい面がある。</p>	
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	
<p>【評価のポイント】</p> <p>施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。</p> <p>実施された事業への参加者数の増が図られたか。</p>	
<p>【所見】</p> <p>(評価者A) 概ね良好と思います。</p> <p>(評価者B) 芸術・文化鑑賞事業、地域芸術・文化活動の育成及び援助については、多岐に渡る開催がされている。ただ、前期に入場者数の多かった「ジャズ」公演が無くなったのは寂しい。ホームページ訪問件数は前年比でみると増加しており、タイムリーな情報更新がなされている。</p> <p>(評価者C) 多彩な事業展開の為、多数の方が活用していると思われる。</p>	
<p>【改善項目】</p> <p>(評価者A) 尤も単純に参加者数増を求めるべきでなく、あるべき文化政策、文化計画に則った指標が設定されるべきと存じます。</p>	
(3) 利用者の満足度	
<p>【評価のポイント】</p> <p>利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。</p> <p>利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。</p> <p>利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。</p> <p>その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。</p>	
<p>【所見】</p> <p>(評価者A) 概ね良好と思います。</p> <p>(評価者B) 苦情等については情報の共有化により、積極的且つ早急な対応が出来ていると評価する。サービスの質の向上について、洋式トイレに加えてウォシュレット及び手摺の設置など利用者の満足度を上げる改善がされている。障がい者や高齢者に対する対応や対処法の実践研修及び消防、避難等の訓練を積極的に行っている観点から評価できる。</p> <p>(評価者C) 各々の評価から高い満足度が得られていると思う。</p>	
<p>【改善項目】</p> <p>(評価者A) 特段指摘すべき事はありません。</p> <p>(評価者B) 防災等に係る事故は生じていないものの、訓練の為の訓練にならずより一層気を引き締めて実践的に行ってほしい。特に障がい者や高齢者を対象とした訓練は必須であると考え。</p>	

評価項目及び評価のポイント

2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

(1) 経費の節減

【評価のポイント】

施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。

指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

【所見】

(評価者A) 概ね良好と思います。

(評価者B) 経費の節減については従前より厳格に行われている事から、より多くを求めることはできないと考える。「舞台機構等操作及び保守管理業務」についてはコンペ形式による委託を行うことにより経費節減を図っていると評価できる。

(評価者C) 十分な成果が見られる。

【改善項目】

(評価者A) 特段指摘すべき事はありません。

(評価者B) 節電等の対策は必要であるが、極度の節減を図るあまりに空調等のサービス低下を招かないようにする必要があると考える。一方、前述の委託業者への管理監督をしっかり行って戴きたい。

(2) 収入の増加 利用料金制を採用している場合のみ評価

【評価のポイント】

収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。

【所見】

【改善項目】

(3) 収支のバランスなど 利用料金制を採用している場合のみ評価

【評価のポイント】

収支のバランスが適切であったか。

経費の効果的、効率的な執行が行われたか。

収支の内容に不適切な点はなかったか。

【所見】

【改善項目】

評価項目及び評価のポイント

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み(適正性)

(1) 管理運営の実施状況

【評価のポイント】

施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。
業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。
施設の維持管理が適切に行われたか。
指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。

【所見】

(評価者A)概ね良好と思います。
(評価者B)職員全体を担当別・施設別の二重構造でグループ化し、業務内容と業務量に応じて効率的に運営をしている。また、職員のレベル向上を図る為の研修も適切に行われていると評価する。「舞台機構等操作及び保守管理業務」のコンペによる新規事業者への委託の取組みが実施されている。

【改善項目】

(評価者A)特段になし。
(評価者B)よりグレードの高い施設を目指すためには人的レベルの向上は欠かせないと考える。そのために必要な研修には、より力を注いで頂きたい。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供・広報活動が十分になされたか。
施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。
日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。
利用者を限定しない施設では、利用者が平等に利用できるよう配慮されたか。
利用者が限定される施設では、利用者の選定が公平で適切になされたか。

【所見】

(評価者A)概ね良好と思います。
(評価者B)個人情報の取り扱いについて、漏えいが起きないような取組みがなされている。利用者の選定については公開抽選により公平性を確保していると認められる。

【改善項目】

(評価者A)特段になし。
(評価者B)非常災害時の備えに係る訓練は多くの利用者の安全を確保する観点から、起こりうると思われるものを想定して、より実践的な訓練を導入するようにしてほしい。利用者の安心感を満たすためにも防犯・防災に係る機器等特に防犯カメラの設置を検討する必要がある。

総合評価

【所見】

(評価者A)Aランクが妥当と思います。
(評価者B)自主事業については、音楽愛好家、評論家のみならず市民からも高い評価を得ていることはチケットの販売状況からも理解できる。近隣市町村との情報交換や交流も積極的に行われていると評価できる。プロ、アマチュアを問わず施設の利用がなされていることから地域文化の創造に寄与するという事業計画に沿った事業が行われていると評価する。
(評価者C)安全対策の取組み等で、安心して利用させて頂けます。今後も幅広い年齢層に合った催しが開かれ、より多くの方が利用出来ることを望みます。

【改善項目】

(評価者A)今後改正後の文化芸術基本法の趣旨や劇場、音楽堂法の精神に則り、指定管理発注仕様者の全面的な見直しと評価シート記載の評価法を見直す必要があると思います。
(評価者B)みつなかホールは築20年を経過しており、設備の経年劣化も進んでいると考えられることから、利用者の安全性を考慮する観点で維持管理に係る修繕・整備を市所管課と協議しながら順次行う必要がある。